

# 『日本文徳天皇実録』掲載の僧侶の伝記について

佐藤健太郎

はじめに

『日本文徳天皇実録』（以下、『文徳実録』）は全十巻で、文徳天皇即位の嘉祥三年（八五〇）三月己亥から崩御の天安二年（八五八）八月乙卯までの事柄を記し、人物の没した日には個人の伝記を掲載する。伝記の特徴について坂本太郎氏は温い目で人間を見まもりそれぞれの立場に共感して筆を走らせているとし、松崎英一氏は薨卒者の美点に目を向け欠点をあげつらうことが少ないと指摘されている<sup>(2)</sup>。伝記の特徴は以上の通りであるが、伝記の個別的研究はあまり進んでいない状況にある。

そこで本稿では『文徳実録』掲載の五人の僧侶の伝記（以下、卒伝<sup>(3)</sup>）を検討する。僧侶の伝記を取り上げる理由に、天安二年八月戊戌条の光定卒伝のもとになった寺家で作成された『別当和上行状』（以下、『行状』）が現存していることがある。私は『行状』の内容を考察することで寺家での伝記作成過程がわかり、『行状』と卒伝との比較から国史所での編纂作業を具体的に知ることができると考える。それでは光定の伝記を中心に『文徳実録』掲載の僧侶の卒伝を考察す

る。

## 一 『文徳実録』の編纂過程

卒伝などを考察する前に『文徳実録』の編纂からみておく。序によると、その編纂過程は次の通りである。

①貞観十三年（八七二）……清和天皇が勅を下し、右大臣藤原基経らに『文徳実録』の編纂を命じる。

②元慶二年（八七八）……陽成天皇が勅を下し、藤原基経等に編纂の再開を命じる。

③元慶三年（八七九）十一月十三日……『文徳実録』が完成し陽成天皇に奉進される。

以上の編纂過程のうち①の編纂開始時期について諸氏の見解がわかれており、諸氏の見解をまとめておく。佐伯有義氏は、次の二点を根拠に編纂開始時期を貞観十五年とする<sup>(5)</sup>。一点目は、序の編者の藤原基経らの官位が貞観十三年時点のものと同じ点である。序では編纂開始時の藤原基経の官位を従二位・右大臣とするが、貞観十三年時点の基経の官位は正三位・大納言<sup>(6)</sup>で、基経が右大臣に任ぜられるは貞

観十四年八月二十五日、従二位に叙せられたのは同十五年正月七日である。<sup>(7)</sup> なおその他の編者の官位・名にも貞観十三年の時点のものと一致しないものがある。<sup>(8)</sup> 二点目は、序の「捩旧史氏始就撰修、三四年來、編録疎略、適屬揖讓刀筆暫休」を佐伯氏は貞観十八年（八七六）の清和天皇から陽成天皇への讓位によつて編集が暫く中止となつたと解し、貞観十三年では「五六六年」とあるべきで、ここに「三四五年」とあるのは貞観十五年にかなうとする点である。以上のことから、佐伯氏は『文徳実録』の編纂開始時期を貞観十五年とした。

虎尾俊哉氏は佐伯氏の指摘を支持し、貞観十五年が藤原基経が摂政太政大臣という最高位者として初めて正月を迎えた年であることに注目する。その上で虎尾氏は貞観十五年の『文徳実録』の編纂開始を、基経が祖父冬嗣・養父良房に倣つてその新政の第一年に国史の編纂を發起したものと推定されている。<sup>(9)</sup>

坂本太郎氏は序の官位も絶対なものとはいえず「三四年来」を編纂下命から三・四年と解すべきものかどうかとして佐伯氏の指摘に疑問を呈したが、一方貞観十三・十四年の朝廷内は多事でありそのようななかで貞観十三年に国史編纂の命令が下されたかどうか疑問があると<sup>(10)</sup>した。編者に中納言藤原基経が就いたことについても、坂本氏は貞観十三年に藤原良房は太政大臣でいたが高齢で『続日本後紀』の編纂を終えたばかりで再び撰修に与るとは考えにくく、後継者基経が国史撰修主宰の任も受け継ぐことは自然であると<sup>(11)</sup>する。以上のことを指摘した上で、坂本氏は「私は十五年だと断定する勇氣はない。ただ十三年には疑点があるという程度に考える」と述べられた。

松崎英一氏は『文徳実録』の編纂の下命日とされる貞観十五年正月

七日は叙位が行われる日でこの日に『文徳実録』の編纂が命ぜられるとは考えにくいと指摘する。松崎氏は『文徳実録』・『類聚国史』・『菅家文章』の三書が編纂の開始を「貞観十三年」とすることは無視できないとして、貞観十三年に編纂が開始されたとする。<sup>(12)</sup>

先学は『文徳実録』の編纂開始時期について貞観十三年・同十五年の二つの意見を出している。私は坂本氏の佐伯氏への疑問は説得的であると思うし、<sup>(13)</sup>松崎氏が指摘するように三書が編纂開始時期を貞観十三年としていることを無視することはできないと考える。したがって、私は『文徳実録』の編纂開始時期を「貞観十三年」とし稿を進めていく。

## 二 寺家での伝記編纂―「別当上行状」の編纂―

先述したように光定卒伝には、そのもとなつた『行状』が現存する。<sup>(14)</sup> 本章では、まず『行状』から寺家での伝記の作成過程・内容をみて、次に『行状』と卒伝との比較検討を通して、国史所での編纂作業をみたいと思う。<sup>(15)</sup> それでは、『行状』の全文を引用する。<sup>(16)</sup>

【史料1】『别当上行状』 (～)は割書であることを示す。

和上、法名光定、俗姓贄氏、予州風早県人也、其先武内宿祢六男葛木襲津彦之後焉、母風早氏、夢腹中生白蓮華、仍覺体重、此及廿歳、母告示兒、先瑞如此、汝必出家歟、纔登弱冠、遭父母喪、服訖離俗、經住山林、修習齋戒、爰僧勤覺固勸入都、仍大同初遠尋京輦、乍到訪師、未得遇之、聞有人言、叡山大師、住慈悲心、伝止観宗、三年攀陟、

寄<sub>二</sub>止觀院<sub>一</sub>、值<sub>二</sub>徒衆屈<sub>三</sub>義真和上<sub>一</sub>為<sub>三</sub>座主<sub>一</sub>、自抄<sub>三</sub>摩訶止觀<sub>一</sub>、幸以<sub>三</sub>聽過一部<sub>一</sub>、最澄大師緣<sub>二</sub>此召慰<sub>一</sub>、四年蒙<sub>二</sub>教<sub>一</sub>、奉試年分及第九條、五年正月十四日、宮中齋會而蒙<sub>二</sub>剃度<sub>一</sub>、天台度者從<sub>二</sub>此為<sub>一</sub>濫觴、弘仁三年四月十一日、就<sub>三</sub>東大寺戒壇<sub>一</sub>進<sub>二</sub>具<sub>一</sub>、時生年卅三焉、奉<sub>二</sub>実律師以為<sub>三</sub>和上<sub>一</sub>、隸<sub>二</sub>名興福寺<sub>一</sub>、便偶<sub>二</sub>大安寺<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>東大寺深律師<sub>一</sub>講<sub>三</sub>四分鈔<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>衆聽習<sub>一</sub>、四年已後伏<sub>二</sub>膺大師<sub>一</sub>、稟<sub>二</sub>承宗義<sub>一</sub>、五年、陪<sub>二</sub>隨大師<sub>一</sub>往<sub>二</sub>於興福<sub>一</sub>、與<sub>二</sub>義延師論<sub>三</sub>本宗義<sub>一</sub>、始有<sub>二</sub>重席之稱<sub>一</sub>、六年三月十七日、召<sub>二</sub>於御前<sub>一</sub>、與<sub>二</sub>朝散大夫真苑宿祿雜物<sub>一</sub>、〈元此興福寺僧孝成也〉、對<sub>二</sub>論旨<sub>一</sub>、自<sub>三</sub>斯至<sub>二</sub>于承和之年<sub>一</sub>、恒蒙<sub>二</sub>召對<sub>一</sub>、宮中光明會、列座不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>計、弘仁九年載夏初亢旱、有<sub>二</sub>宣命<sub>一</sub>、大師祈<sub>二</sub>甘沢<sub>一</sub>、師入<sub>二</sub>衆列<sub>一</sub>、同共行之、人願有<sub>レ</sub>感、天雨有<sub>レ</sub>感、天雨決沱、朝廷降<sub>二</sub>恩<sub>一</sub>、叙<sub>二</sub>修行滿位<sub>一</sub>、七月廿七日、大師定<sub>二</sub>山家十六院司<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>戒壇院知事及宝幢院別當<sub>一</sub>、十年仲春、叙<sub>二</sub>伝灯滿位<sub>一</sub>、季春、大師有<sub>二</sub>建<sub>三</sub>大乘戒壇<sub>一</sub>之謀、造<sub>二</sub>廻小向大戒四條<sub>一</sub>、差<sub>二</sub>師呈覽故閑院左大臣後山科右大臣良岑大納言<sub>一</sub>、即蒙<sub>二</sub>聞奏<sub>一</sub>、詔仰<sub>二</sub>僧統<sub>一</sub>定<sub>二</sub>事有無<sub>一</sub>、終奏<sub>二</sub>無憑<sub>一</sub>、仍十一年十月廿七日、奏文付<sub>二</sub>師<sub>一</sub>、賜示<sub>二</sub>大師<sub>一</sub>、大師慨歎、製<sub>二</sub>頭戒論<sub>一</sub>、開<sub>二</sub>医指<sub>一</sub>月故、其表稱、沙門最澄言、去月廿七日、内匠頭從五位下藤原朝臣是雄奉<sub>二</sub>宣口勅<sub>一</sub>、僧統表對、令<sub>二</sub>覽<sub>三</sub>最澄法師<sub>一</sub>、即付<sub>二</sub>山僧光定<sub>一</sub>、給<sub>二</sub>示<sub>三</sub>最澄<sub>一</sub>、天雨流洽、枯木更榮、謹案<sub>二</sub>表對<sub>一</sub>、但陳<sub>二</sub>小家詞<sub>一</sub>、都無<sub>二</sub>義理<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>愛<sub>二</sub>博覽<sub>一</sub>、抵<sub>二</sub>三寺於日本<sub>一</sub>、莫<sub>レ</sub>諳<sub>二</sub>新制<sub>一</sub>、遮<sub>二</sub>上座於文殊<sub>一</sub>、今<sub>二</sub>田宗度者<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>去大同二年<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>于弘仁九年<sub>一</sub>、合<sub>二</sub>二十四口<sub>一</sub>、住<sub>二</sub>山者不<sub>レ</sub>滿<sub>二</sub>一十<sub>一</sub>、見<sub>二</sub>前車傾<sub>一</sub>、將<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>後轍<sub>一</sub>、謹以<sub>二</sub>弘仁十載歲次己亥<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>

伝円戒<sub>一</sub>、造<sub>二</sub>頭戒論二卷<sub>一</sub>、謹進<sub>二</sub>陛下<sub>一</sub>、師賣<sub>二</sub>論表<sub>一</sub>呈<sub>二</sub>内匠頭<sub>一</sub>、頭即進奉、十三年六月四日、大師遷化、十一日報符下<sub>二</sub>省<sub>一</sub>、許<sub>二</sub>伝戒事<sub>一</sub>、十四年二月廿七日、官牒給<sub>二</sub>寺<sub>一</sub>、同年四月十四日、師於<sub>二</sub>當寺止觀院<sub>一</sub>、〈今呼<sub>二</sub>中堂<sub>一</sub>是也〉、創以<sub>二</sub>座主義真和上<sub>一</sub>為<sub>二</sub>伝戒師<sub>一</sub>、率<sub>二</sub>衆俱受<sub>三</sub>大乘之戒<sub>一</sub>、廻直凡類菩薩之僧、從<sub>二</sub>此而起<sub>一</sub>、聖主降<sub>二</sub>恩<sub>一</sub>、御<sub>二</sub>書戒牒<sub>一</sub>給<sub>二</sub>師<sub>一</sub>、仰為<sub>二</sub>永代之驗<sub>一</sub>、近鎮<sub>二</sub>延曆之藏<sub>一</sub>、又聖主聞<sub>二</sub>師在<sub>三</sub>山乏粒<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>乞食袋<sub>一</sub>、〈往古有<sub>レ</sub>之、物樣可<sub>レ</sub>知〉、濟朝中急、天長二年、越中守從五位上登美真人藤津、起<sub>二</sub>請天台衆僧<sub>一</sub>、永充<sub>二</sub>法隆天王兩寺安居講師<sub>一</sub>、〈其由具載<sub>二</sub>報符<sub>一</sub>〉、即蒙<sub>二</sub>勅許<sub>一</sub>、師居<sub>二</sub>僧首<sub>一</sub>、初充<sub>二</sub>天王寺講師<sub>一</sub>、五年、叙<sub>二</sub>伝灯法師位<sub>一</sub>、十年昇<sub>二</sub>法隆寺講席<sub>一</sub>、承和皇帝召<sub>二</sub>師<sub>一</sub>、恒候<sub>二</sub>樓内<sub>一</sub>、仍彼二年補<sub>二</sub>十禪師<sub>一</sub>、五年、叙<sub>二</sub>伝灯大法師位<sub>一</sub>、又改<sub>二</sub>興福寺<sub>一</sub>、配<sub>二</sub>於當寺<sub>一</sub>、復有<sub>二</sub>上宣<sub>一</sub>、充<sub>二</sub>當寺伝戒和上<sub>一</sub>、十年、本元興寺大法師泰善、勾<sub>二</sub>當御願伝法之事<sub>一</sub>、每<sub>二</sub>寺簡<sub>三</sub>智德<sub>一</sub>、講<sub>二</sub>於要疏<sub>一</sub>、師被<sub>二</sub>衆推<sub>一</sub>、講<sub>二</sub>天台智者維摩經疏十軸<sub>一</sub>、嘉祥三年十二月十六日、依<sub>二</sub>師表請<sub>一</sub>、勅加<sub>二</sub>止觀業年分度者二人<sub>一</sub>、円教再興、龍華可期矣、仁寿三年、有<sub>レ</sub>勅、任<sub>二</sub>當寺僧別當<sub>一</sub>、四年奉<sub>二</sub>制<sub>一</sub>、專<sub>二</sub>知御願<sub>一</sub>、起<sub>二</sub>四王院事<sub>一</sub>、齊衡二年、常康親王法諱唯靜、當寺受<sub>二</sub>戒<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>師以為<sub>三</sub>和上<sub>一</sub>、又聖主談戲之次、抑<sub>二</sub>止觀宗<sub>一</sub>、揚<sub>二</sub>真言道<sub>一</sub>、爰師瞋<sub>二</sub>言<sub>一</sub>、我不<sub>レ</sub>復參、下<sub>二</sub>階帰<sub>三</sub>山<sub>一</sub>、上試徵<sub>二</sub>還<sub>一</sub>、更怒<sub>二</sub>不廻迪<sub>一</sub>、聖甚愛咲、天安二年七月、上聞<sub>二</sub>師滿八秋<sub>一</sub>、恩賞殊重、度者八人、縑八十疋、調布商布交易布各八十段、綿八十屯、錢八百貫、米八十石也、師臥中悚戴、割以上分修<sub>二</sub>福酬<sub>一</sub>國、余充<sub>二</sub>病資<sub>一</sub>、八月十日、當寺八部院坊婦寂、時春秋八十、法薦卅七也、

其後樵童失<sub>レ</sub>処、上更降<sub>レ</sub>恩、抽度<sub>二</sub>功勞一十五人<sub>一</sub>矣、師候<sub>二</sub>先聖載誕<sub>一</sub>、加持年朽、今天寿昌、竭<sub>レ</sub>力祇護、事同<sub>二</sub>先帝<sub>一</sub>、朝野具知、為<sub>レ</sub>性素穢、不<sub>レ</sub>事<sub>二</sub>服飾<sub>一</sub>、志篤護<sub>レ</sub>道、不<sub>レ</sub>親疎人<sub>一</sub>、諸如<sub>レ</sub>斯事多在<sub>二</sub>頭狀<sub>一</sub>、仍不<sub>レ</sub>煩<sub>レ</sub>言、謹狀、

貞觀十六年五月五日 定心院十禪師伝灯大師位円豊等上

〔<sup>(異筆)</sup>件故別当和尚行狀二道之中、一道印<sub>レ</sub>之加<sub>二</sub>別狀<sub>一</sub>進<sub>二</sub>別当所<sub>一</sub>、一道為<sub>二</sub>後事<sub>一</sub>留<sub>二</sub>寺家<sub>一</sub>藏如<sub>レ</sub>件

貞觀十六年十二月二日

座主大師「円珍」<sup>(自署)</sup> 都維僧

上座大師

寺主法師「慶俊」<sup>(自署)</sup>

『行狀』の内容をみる前に、まずその編纂過程を確認する。貞觀十六年（八七四）に光定の弟子の円豊らが『行狀』を著してそれを二通作成し、一通を別当所に送り、もう一通を寺家の藏に納めた。ここで留意されるのが、光定入滅十六年後に寺家で『行狀』が作成されたことである。このことを考える上で参考になるのが、入滅十一年後に寺家で作成された円珍の伝記とその作成契機である。円珍は寛平三年（八九一）十月二十九日に入滅したが、延喜二年（九〇二）秋に僧綱が寺家に円珍の伝記の作成、国史編纂機関である国史所への提出を命じている<sup>(17)</sup>。それをうけて弟子の台然らが草稿を作成し、さらに三善清行がそれを撰定した上で、寺家は円珍の伝記を国史所に提出している。僧綱が寺家に伝記の作成を命じた理由について、蘭田香融氏は国史所で進められていた『日本三代実録』に次ぐ国史編纂との関わりを

指摘されている<sup>(18)</sup>。同様に入滅十六年後の貞觀十六年に弟子の円豊らが光定の伝記である『行狀』を作成したのも、貞觀十三年に開始された『文徳実録』の編纂事業と関わっていると考えられる。『行狀』作成の契機をそのようにみた場合、『行狀』の送付先が国史所ではなく別当所であったということはどのような意味をもつのであろうか。そのことについては後述する。

それでは内容の検討に移ろう。『行狀』は、宝龜十年（七七九）の誕生から天安二年（八五八）の入滅までの光定に関する事柄を年譜形式でまとめたものである。その内容は、(一)誕生・幼少期(二)師最澄、延曆寺での修行・活動(三)嵯峨天皇・仁明天皇との交流(四)僧位の叙位(五)評論である。

円豊らが以上の内容をまとめるにあたってどのような史料を用いたのだろうか。本文中からは、①太政官符・牒②表③僧位記・戒牒などを用いたことがしられる。それでは、それぞれについてみていこう。

①の太政官符・牒に関する記述は次の三か所である。

(a) (弘仁十三年六月 筆者補) 十一日報符下省、許伝戒事

(b) (弘仁) 十四年二月廿七日官牒寺

(c) 天長二年越中守従五位上登美真人藤津起請、天台衆僧永充法隆天

王兩寺安居講師(其由具載「報符」)

(a)の「符」は弘仁十三年六月十一日太政官符のことで、その内容は最澄の奏上にしたがって授戒を許すというものである<sup>(19)</sup>。(b)の「牒」は弘仁十四年二月二十七日に延曆寺に送られた太政官牒である<sup>(20)</sup>。(c)の

「符」は天長二年二月八日太政官符のことで、天台僧を法隆寺・四天王寺の安居講師に充てるといふものである<sup>(21)</sup>。(c)の天長二年二月八日太

政官符は長文であり、そのため『行状』は直接引用せずに「其由具載『報符』」としているものと思われる。このことからみて③の太政官符も同様に長文であり省略されたと考えられるが、④の記述は簡潔であり太政官符ではなく他書に拠って書かれた可能性もある<sup>(22)</sup>。

②の「表」の記述は一か所あり、「嘉祥三年十二月十六日依『師表』」である。これは止観業の年分度者を二人とすることを求めた光定の上表で、貞観十一年（八六九）二月一日太政官符に「二人依『同年十二月十六日符』所度／並止観業」は改行を示す<sup>(23)</sup>とみえる。本符にはこれが光定の上表によるものであったことがみえないから、寺家は光定の上表や嘉祥三年（八五〇）十二月十六日太政官符に拠って書いたものと思われる。

『行状』には僧位に叙位せられたことや延暦寺内の僧職に補任されたこと、大乘戒を受けたことなどが記されている。その際にはそれぞれに関する僧位記・戒牒などの文書が発給される。現在園城寺には円珍の僧位記などが伝存しており、このことから光定のそれらに関する文書も寺家で保管されていて『行状』作成時には参照されたと思われるが、それらの文書は戒牒以外伝存していない。戒牒は弘仁十四年（八二三）四月十四日に行われた天台宗最初の大乗戒授戒時に光定に発給されたもので、光定の戒牒はとくに嵯峨天皇が書いたものであった。『行状』によると戒牒は「延暦之藏」に納められた。これが国宝の「嵯峨天皇宸翰光定戒牒」である<sup>(24)</sup>。

『行状』によると、嵯峨天皇は光定に戒牒とともに乞食袋を贈っている。乞食袋とは托鉢の際に布施物を入れる頭陀袋のことで、『明匠等略伝』には「給『乞食袋』、此人始之、山上稻粒乏事、依『大師奏

状』、皇帝令『下給』、光定乞食袋書付給云々」とあり、嵯峨天皇は袋に「光定乞食袋」と書き付けて贈ったという<sup>(25)</sup>。

なお『行状』には光定の誕生に関わる異夢の記述があるが、これが何れに拠って書かれたかは不明である。ただ高僧の伝記には誕生に関わる異夢が書かれていることが往々にしてある<sup>(27)</sup>。例えば円珍の伝記の『天台宗延暦寺座主円珍伝』にも円珍の誕生時の異夢が書かれており、光定の誕生に関わる異夢も光定が優れた人物であることを示すために寺家が『行状』を編纂する際に作ったものと推測する。

以上が、円豊らが『行状』作成時に使用したと考えられる史料である。これらに加えて円豊らは光定の著書『伝述一心戒文』も使用したと考えられる<sup>(29)</sup>。『伝述一心戒文』には大同五年（八一〇）の光定の年分試験及第・得度から承和元年（八三四）に光定が円澄を天台座主に推薦したまでの事柄が記されている。円豊らが師光定の著書を使用することは当然のことであろうし、円豊らが師事する以前、とくに光定の青年期の事柄を記す上では最も信頼のおける史料であったと思われる。ただ『伝述一心戒文』に記述がありながら、次の二点が『行状』には書かれていない。

⑦ 弘仁三・四年……空海より密教受学<sup>(30)</sup>。

⑧ 承和元年……義真没後の二代座主をめぐる天台教団の混乱・収束<sup>(31)</sup>。

右の事柄のうちとくに⑧の義真入没後の天台教団の混乱を収束させて二代座主に円澄を推薦した光定の働きは大きく『行状』に光定の活躍は書かれてもよさそうであるが、なぜか書かれていない。その理由を⑦も含めて考えると、円豊らがこれらの内容を天台宗として好まし

くない事柄と判断して記さなかったためと思われる。

本章では寺家で作成された光定の伝記の『行状』についてみてきた。その内容から『行状』は寺家で保管される史料などを用いて書かれている。ただし史料があればその内容を伝記に記すというわけではなく、その内容を吟味した上で記述されたことがわかる。それでは、章を改めて寺家で作成された伝記が国史に載せられる際にはどのような作業が行われたかを検討する。

### 三 寺家の伝記と国史の伝記

先述したように光定の卒伝は『行状』をもとに作られたと考えられている<sup>(32)</sup>。以下ではまず『行状』と卒伝の内容・字句を比較検討して、次に寺家で作成された伝記が国史所での作業を経て国史に掲載される伝記になるのかを確認する。【表】は、『行状』と卒伝の本文を比較したものである。

【表】

ゴチック体は『行状』と「卒伝」に共通する字であることを示す。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	和上、法名光定、俗姓賢氏、予州風早県人也、其先武内宿祢六男葛木襲津彦之後焉、母風早氏、夢腹中生白蓮華、仍覺体重、此及十歲、母告示兒、先瑞如此、汝必出家歟、纔登弱冠、遭父母喪、服訖離俗、經住山林、修習齋戒、爰僧勸固勸入都、仍大同初遠尋京輦、乍到訪師、未得遇之、聞有人言、叡山大師、住慈悲心、伝止觀宗、	大同初向京輦、于時有聞、叡山最澄大師、心持慈悲、伝止觀宗、	三年攀陟、寄止觀院、值徒衆屈義真和尚以為座主、令講摩訶止觀、幸得預聽、最澄大師相悲慰勞	四年蒙教、奉試年分及第九條、	五年正月十四日宮中齋會、蒙制得度、天台之度者、從此為濫觴、	弘仁三年四月十一日就東大寺戒壇進具、時生年卅三焉、奉美律師以為和上、隸名興福寺、便偶大安寺、請東大寺深律師講四分鈔、隨衆聽習、	其後、敬問大師、學習宗義、	五年至興福寺、与義延法師共論本宗義、頗有優美之稱、	六年三月十七日、召於御前、与朝散大夫真苑宿祢雜物 <small>(元此興福寺僧孝成也)</small> 、對論旨、自斯至于承和之年、恒蒙召對、宮中光明會、列座不可計、	弘仁九年載夏初亢旱、有宣命、大師祈甘沢、師入衆例、同共行之、人願有感、天雨有感、天雨決沱、朝廷降恩、叙修行滿位、	七月廿七日大師定山家十六院司、任戒壇院知事及宝幢院別當、	十年仲春叙伝灯滿位、
	『文德実録』天安二年八月戊戌条(卒伝)、光定、俗姓賢氏、伊予国風早郡人也、及至弱冠、遭父母喪、服闋離俗、隱居山林							帝屢令光定、与散位從五位下真苑宿祢雜物、對論經義、彼此相難、頗致俳優、帝時以為戲弄之事、				



する。これら点については国史所が朝廷で保管されていた史料に基づいて訂正・追記したものとされる。

次に『行状』には記述があるが「卒伝」に記述のないものとして、以下のものがある。

- ① 叙位・補任(延暦寺関係も含む)……………④・⑩～⑫・⑮・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓
- ② 天皇関係……………⑮・㉑・㉒
- ③ その他……………①

このことからみて、『行状』に書かれている記事の全てが卒伝に掲載されるといってわけではなく、国史所で記事の内容の選別が行われたことがわかる。例えば卒伝では『行状』の①の僧位・延暦寺内の僧職などの記事の大半が省略されている。また光定と天皇の個人的関係を示す②の⑮・㉑・㉒の『行状』の記事は卒伝に載せられていないが、③・㉓の卒伝には『行状』にない天皇に関する記述が加筆されている。光定と真苑雑物との宗義を巡る対論の④では、卒伝に『行状』にはない嵯峨天皇の様子が書き加えられ、光定の為人を述べる⑤の卒伝には帝が光定の質素を悦び憐遇を加えたとの記述を書き加えている。卒伝にみえる天皇と個人とのつながりを示す記述が寺家だけではなく国史所でも記される場合があったことは留意される。

⑥の①の異夢についてであるが、国史所はこれを採用していない。次章でみる延祥・実敏の卒伝には異夢のことを載せているから、『文徳実録』に異夢を掲載しないとの編纂方針があったのではなく、異夢を載せなかったのは光定卒伝を編集した者の判断による可能性が高い。大乘戒授戒の⑭では、『行状』に嵯峨天皇宸筆の戒牒・乞食袋のことが記されているが、国史所は『行状』の戒牒の記述を削り乞食袋

のこのみを取った上で、大乘戒壇設立が光定の尽力によるとの記述を加筆する。ただ「伝述一心戒文」・『行状』をみると、光定や寺家は乞食袋よりも嵯峨天皇宸筆の戒牒を賜ったことの方が重要であったよう<sup>34</sup>で、光定卒伝を編集した者はその意をくみとることができず戒牒に関する記述を削除したことからあまり仏教に通じた者ではなかったのかもしれない。

以上、『行状』と光定卒伝との比較検討を通して国史所での編纂作業を確認した。国史所での作業は次のようにまとめられる。国史所では寺家で作成された伝記の内容を精査し、記事の選別を行う。経歴などの日付は朝廷で保管される史料で対照し、誤っていたり欠いていた場合は訂正・追記を行う。加筆する場合もあるが、大幅な加筆は行われなかったと考えられる。なお僧侶の卒伝の編集者が必ずしも仏教に通じた人ではない可能性があり、僧侶の卒伝の内容を用いる場合には注意を要すると思われる。

#### 四 『文徳実録』掲載の僧侶の伝記

本章では光定以外の僧侶の卒伝を引用し、個々の伝記の形式・表記などをみていく。

①道雄(華嚴宗・海印寺)……………仁寿元年(八五二)六月己酉(八日) 権少僧都伝灯大法師位道雄卒、道雄、俗姓佐伯氏、少而敏悟、智慮過人、師事和尚慈勝、受唯識論、後従和尚長歳、学華嚴及因明、亦従閻梨空海、受真言教、承和十四年拜律師、嘉祥三年転為権少僧都、会病卒、初道雄有意造寺、



未得<sub>二</sub>其地<sub>一</sub>、夢見<sub>二</sub>山城国乙訓郡木上山形勝称<sub>レ</sub>情、即尋<sub>二</sub>所夢山<sub>一</sub>、奏上<sub>二</sub>营造、公家頗助<sub>二</sub>工匠之費<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>一十院<sub>一</sub>、名<sub>二</sub>海印寺<sub>一</sub>、伝<sub>二</sub>華嚴教<sub>一</sub>、置<sub>二</sub>年分度者二人<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>今不絶<sub>一</sub>、

道雄をはじめ法相宗の慈勝に、次に華嚴宗の長歳に、そして真言宗の空海について唯識・華嚴・因明・真言を学んだ。<sup>36</sup>卒伝は承和十四年(八四七)の律師・嘉祥三年(八五〇)の権少僧都補任、仁寿元年(八五一)六月の入滅の後に没年齢の記述がなくそのあとに嘉祥四年(八五二)三月の年分度者の設置のことを記す。<sup>36</sup>以上の事柄を時系列に並べると、律師・権少僧都の補任↓年分度者の設置↓入滅(・没年齢)の順になり、入滅と年分度者の設置の順序が入れ替わっている。

改めて卒伝の末尾をみると「至<sub>二</sub>今不絶<sub>一</sub>」とあり、これは国史所での加筆と考えられる。このことから没年齢の記述がないのは、国史所での編集で記事の移動を行い、その際に没年齢を誤って落としたと考えられる。なお卒伝の内容は、出自・師弟関係・経歴・事績である。

## ②延祥(法相宗・元興寺)……仁寿三年(八五三)九月丙申(九日)

僧正延祥<sub>二</sub>大法師卒<sub>一</sub>、延祥、俗姓<sub>二</sub>槻本氏<sub>一</sub>、近江国野洲郡人也、数歳<sub>二</sub>辞<sub>レ</sub>家、師<sub>二</sub>事僧正護命<sub>一</sub>、護命察<sub>二</sub>其敏慧<sub>一</sub>、加意<sub>二</sub>教誘<sub>一</sub>、延暦七年<sub>二</sub>受<sub>二</sub>具足戒<sub>一</sub>、其年、護命於<sub>二</sub>春日寺<sub>一</sub>、講<sub>二</sub>涅槃經<sub>一</sub>、延祥預聽焉、時護命問<sub>二</sub>延祥<sub>一</sub>曰、汝有<sub>二</sub>夢乎<sub>一</sub>、答曰、有<sub>レ</sub>之、護命曰、為<sub>レ</sub>我言<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、延祥曰、夢臥<sub>二</sub>七重塔上<sub>一</sub>、余時<sub>二</sub>三日並出<sub>一</sub>、光照<sub>二</sub>身上<sub>一</sub>、護命曰、吉<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>言、慎勿<sub>レ</sub>語<sub>レ</sub>人、天長七年春、於<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>、説<sub>二</sub>最勝王經<sub>一</sub>、諸宗智者論難鋒起、延祥敏對不滯、聽者莫<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>歎服<sub>一</sub>、稍軫、仁寿元年拜<sub>二</sub>僧正<sub>一</sub>、病卒、春秋八十五、夏臘六十八、延祥は近江国野洲郡の槻本氏の出身で、元興寺の護命に師事し延暦

七年(七八八)に具足戒をうけた。また護命が延祥に異夢を見たか否かを尋ねた際延祥が見たことを伝えると、護命は他言しないように伝えたという。その後延祥は天長七年(八三〇)春に大極殿で最勝王経を講説した。『僧綱補任』天長七年条には延祥が御齋会講師を務めたとある。仁寿元年には延祥は僧正に任ぜられた。

卒伝には経歴として仁寿元年の僧正補任がみえるが、その他の史料から延祥はそれ以前に承和三年(八三六)に権律師、承和七年(八四〇)に律師、同十年(八四三)に少僧都、嘉祥元年(八四八)には大僧都に任ぜられたことが確認される。<sup>37</sup>これらの僧官歴が卒伝に記されていないことを考える上で注目されるのが、天長七年(八三〇)の御齋会と仁寿元年(八五一)の僧正補任の記述との間にある「稍軫」である。卒伝にみえない僧官歴はこの期間に収まることから「稍軫」の語句でそれらを省略していると思われる。したがって寺家で作成された伝記には上記の経歴が書かれていたが、国史所での編集作業によって省略されたと考えられる。卒伝の内容は出自・受戒年・師弟関係・異夢・経歴・没年齢である。

## ③長訓(元興寺・法相宗)……斉衡二年(八五五)九月己巳(二十三日)

僧正長訓<sub>二</sub>大法師卒<sub>一</sub>、長訓、俗姓<sub>二</sub>錦氏<sub>一</sub>、近江国滋賀郡人也、師事<sub>二</sub>少僧都玄隣<sub>一</sub>、延暦年中受<sub>二</sub>具足戒<sub>一</sub>、後於<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>、説<sub>二</sub>最勝王經<sub>一</sub>、応<sub>レ</sub>問而答、能<sub>レ</sub>發<sub>二</sub>疑蓋<sub>一</sub>、稍軫、仁寿三年為<sub>二</sub>僧正<sub>一</sub>、卒時年八十二、長訓自<sub>レ</sub>少至<sub>レ</sub>長、固<sub>二</sub>持毘尼<sub>一</sub>、推<sub>二</sub>己及物<sub>一</sub>、博愛<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>先、白黑<sub>二</sub>至今<sub>一</sub>、称<sub>二</sub>其慈悲<sub>一</sub>、

長訓は近江国滋賀郡の錦氏の出身で、延暦年中に具足戒を受ける。長訓は御齋会での弁説が讃えられたというが、卒伝はその時期を明記

していない。『僧綱補任』によると天長九年（八三二）に御齋会講師を務めているから、長訓がその弁説を讀えられたのは天長九年の御齋会でのことであつたと思われる。<sup>(38)</sup>

卒伝には経歴として仁寿三年（八五三）の僧正を載せるが、律師（承和六年）・少僧都（承和十四年）・大僧都（仁寿元年）などの補任のことは載せられていない。<sup>(39)</sup> そのかわりに②の延祥の卒伝にみえた「稍転」が仁寿三年の僧正補任の前に書かれている。卒伝に書かれていない僧官歴はこの期間に収まるから、「稍転」でそれらの僧官歴を省略していると思われる。その内容は、出自・師弟関係・受戒年・経歴・没年齢・評論である。

#### ④実敏（三論宗・西大寺）……齊衡三年（八五六）九月癸卯（三日）

大僧都伝灯大法師位実敏卒、実敏、俗姓物部氏、尾張国愛智郡人也、初実敏在孕時、母夢見室中建三重塔、及生眼有重瞳、耳孔相通、年十三從伯父大法師中安入都、実敏聡朗日倍、受持経論、中安歎異之、乃属律師玄叡、玄叡察其法器、摩頂誨誘、更從入唐大僧都永忠、学経論所滞、二十受具足戒、弘仁十年興福寺維摩会預席論難、時諸寺学業之輩、聽其堅義、莫不驚聳、承和九年於大極殿講最勝王經、皇帝臨聽、実敏問答警策、唇舌紛紜、分決疑滞、毫毛必剖、帝称歎久之、明年擢拜律師、再転為大僧都、卒時年六十九、夏臘五十、実敏言詞可羨、音聲和美、發願教誨、聞者流涙、

実敏は尾張国愛智郡の物部氏の出身で、実敏の母は懐妊時に異夢を見たという。実敏は十三歳の時に伯父の中安にしたがって都に上り、その後玄叡・永忠について学んだ。<sup>(41)</sup> 実敏は二十歳の時に具足戒を受

け、弘仁十年（八一九）の維摩会に列席した。承和九年（八四二）の御齋会で実敏は問答をし、仁明天皇がその様子を賞賛したという。それをうけて承和十年に律師となり、後に大僧都に任ぜられた。<sup>(42)</sup> 卒伝の内容は、出自・異夢・師弟関係・受戒年・経歴・没年齢・評論である。

#### ⑤光定（天台宗・延暦寺）……天安二年（八五八）八月戊戌（十日）

光定の卒伝は前章でみたのでここでは割愛する。卒伝の内容は出自・師弟関係・受戒年・経歴・没年齢・評論である。

本章では四人の卒伝をみた。その内容は出自・師弟関係・受戒・経歴・没年齢・評論であるが、経歴のうちの僧官歴は記されるが、僧位やその叙位時期については記されていない。それでは章を改めて『文徳実録』の僧侶の伝記の書式・掲載基準などを考えたい。

### 五 『文徳実録』掲載の僧侶の卒伝

改めて『文徳実録』に卒伝が掲載された僧侶を整理すると、次の通りである。

- ①道雄……権少僧都・伝灯大法師位・華嚴宗・海印寺
  - ②延祥……僧正・伝灯大法師位・法相宗・元興寺
  - ③長訓……僧正・伝灯大法師位・法相宗・興福寺
  - ④実敏……大僧都・伝灯大法師位・三論宗・西大寺
  - ⑤光定……内供奉十禪師・伝灯大法師位・天台宗・延暦寺
- 以下、僧侶の卒伝の書式・掲載基準について考えていく。まず書式からみると、次の二つの形式が確認される。

①僧官など+僧位(伝灯大法師位)+人名+卒……①道雄(権少僧都)・④実敏(大僧都)・⑤光定(内供奉十禅師)

②僧官+人名+僧位(大法師)+卒……②延祥(僧正)・③長訓(僧正)

二つの型式が存在する理由は判然としないが、その理由としてまず僧官歴が考えられる。⑥の型式の延祥・長訓は僧正で、②の型式の三人は僧都などであり、任ぜられた僧官の違いによる可能性がある。次に考えられるのは、『文徳実録』の編纂過程である。先述したように『文徳実録』の編纂時期は二期あり、卒伝に二つの書式がみえるのは編纂過程の影響によるものとも考えられる。<sup>(43)</sup> いずれを可とすべきか判断を決めかねるため、二つの可能性を指摘するに留めたい。

次に掲載基準を検討する。『文徳実録』の一つ前の国史である『続日本後紀』に掲載された僧侶の卒伝は、伝灯大法師位を帯する者から選定されたものであったと思われる。<sup>(44)</sup> 改めて五人の僧位をみると、全員が「伝灯大法師位」を帯している。次に『続日本後紀』と同様に「伝灯大法師位」を帯している僧侶からの選定が行われたのかを確認するために、『僧綱補任』から『文徳実録』の収録期間に入滅した他の僧侶を抜き出すと、次の通りである。

⑥泰景……僧正・伝灯大法師位・修行者・東大寺【仁寿元年(八五

一)三月二十三日没】  
⑦円明……律師・伝灯大法師位・真言宗・東大寺【仁寿元年もしくは

は斉衡元年(八五四)没】  
⑧安戒……律師・伝灯大法師位・法相宗・元興寺【仁寿三年(八五

三)没?】

⑨寿教……律師・律宗・所属寺院不明。【仁寿三年没?】

寿教は不明であるが、残り三名は伝灯大法師位を有している。このことから『文徳実録』には伝灯大法師位を帯する僧侶全員の卒伝を掲載しているわけではない。したがって『文徳実録』掲載の五人の僧侶は伝灯大法師位を帯する者から選定されたもので、『続日本後紀』の掲載方針を継受しているが、異なる点もある。僧侶の僧官歴の有無である。『続日本後紀』では卒伝が掲載されている僧侶八人のうち僧官歴を有するのは四人であるのに対し、『文徳実録』では五人のうち光定を除く四人が僧都以上の僧官歴を有している。このことから『文徳実録』の僧侶の卒伝掲載基準は、伝灯大法師位を帯して僧都以上の僧官歴を有する者であったと考えられる。<sup>(46)</sup>

掲載基準をそのように考えた場合、問題となるのが泰景と光定である。まず泰景から考えよう。泰景は東大寺僧で伝灯大法師位を帯し、律師・大僧都・僧正を務めており、先の掲載基準を満たしている。ただ泰景については以上のことが伝わるのみで、彼の出自や師弟関係などは不明で、『僧綱補任』承和二年条には「修行者」との記述がある。<sup>(48)</sup> 彼の卒伝が『文徳実録』に掲載されていないのは、遺弟らの怠慢もしくは寺家で泰景の伝記を作成できる者がおらず、そのため国史所に提出されなかったためと推測する。<sup>(49)</sup>

次に光定であるが、当時天台僧が僧綱に列することはなく、天台僧が僧綱に列するのは元慶三年(八七九)の遍昭<sup>(50)</sup>、寛平二年(八九〇)十二月の円珍以降のことである。したがって光定が僧官歴を有していないのは当然である。一方『続日本後紀』と『日本三代実録』に卒伝が掲載されている天台僧はいずれも「天台座主」を務めており、天台

僧の場合は「天台座主」の補任歴が掲載基準であったと考えられる。ただ光定は「別当」には任ぜられたが、「天台座主」には任ぜられていない。それでも『文徳実録』に光定の卒伝が掲載されていることを第二章でみた寺家で作成された『行状』が「別当所」に提出されたことから考えてみたい。

『行状』は二通作成され、そのうちの一通が別当所に送られたが、別当所とは俗別当の所のことである。この頃の俗別当が『文徳実録』の編者の藤原基経で、天台座主は円珍であり、両者は良好な関係を築いていたことがしられる。例えば円珍は基経の求めに応じて自身が撰した『比叡山延暦寺元初祖師行業記』を「別当所」の基経に送付した<sup>(56)</sup>り、また円珍は基経の依頼を受けて光孝天皇の病気を平癒している<sup>(57)</sup>。基経と円珍の関係について、岡野浩二氏は基経が俗別当を介して天台宗と密接な関係を有し、一方の円珍もその個人的な関係を利用して天台宗の勢力拡大を図ったと指摘されている<sup>(58)</sup>。

その上で注目されるのが、光定と円珍との関係である。円珍に入唐の許可が降りなかった際に光定はその許可を求めて奏上して力を尽くしている<sup>(59)</sup>。帰国後円珍が比叡山に戻り最澄の霊に拝した次に光定の墳墓を訪れたのはその恩に謝すためであろう<sup>(60)</sup>。円珍の遺戒である「制戒文」には「一、余之住持、拠故別当大師扶持之、是故手下同法、莫失其恩、必存水父□□」<sup>(61)</sup>とあり、現在の自分があるのは別当大師光定の扶けによるもので、このことをゆめゆめ忘れるなど伝え遺している。これらに加えて小山田和夫氏は円珍が師の義真没後の天台教団内の抗争に巻き込まれることなく、棲山一紀の修行に入ることができたのは光定の力添えと庇護であったと推測されている<sup>(62)</sup>。このように

円珍にとって光定は恩人であり、円珍の光定に対する思いは終生変わることがなかったようである。

一方藤原基経と光定との関わりを示すものはないが、基経自身嵯峨・淳和・仁明・文徳の四代の天皇に仕え養父の良房と親交のあった光定のこととは知っていただろう。また基経は光定在世中の仁寿年間の山王院の改算をはじめとして斉衡三年（八五六）には文徳天皇とともに両部灌頂をうけたりするなど、天台宗と深いつながりを有していた<sup>(63)</sup>。

このような光定・円珍・基経の三人の個人的な関わりから『行状』が国史所ではなく別当所に送られた意味を考えると、円珍が恩人光定の伝記を歴代の座主と同様に国史に載せるために「別当所」、編者の基経にそのことを依頼し、寺家で作成した『行状』を送付したということになる。その意をうけた編者の基経の指示により、『行状』は国史所に送付され、編集作業を経て『文徳実録』にとくに光定の卒伝が掲載されたと推測できる。

#### おわりに

本稿で述べてきたところをまとめると、以下の五点になる。

①『文徳実録』の編纂開始時期については貞観十三年・貞観十五年の二つの意見を出されているが、「貞観十三年」の方が妥当であると考える。

②光定卒伝にはそのもとなつた寺家で作成された伝記の『別当和尚行状』が伝来している。それは寺家で保管されている様々な史料を用いて、年譜形式にまとめられている。

③国史所の作業は寺家より提出された伝記を精査し、朝廷内の史料により確認し、訂正・追記を行う。個人と天皇とのつながりを追記する場合がある。国史所で行われる作業は寺家の伝記の節略・辞句の修正であり、大幅な加筆は行われなかったと思われる。

④僧侶の卒伝の内容は、出自・師弟関係・受戒年・経歴(僧位・僧官など)・没年齢・評論である。卒伝では経歴のうち僧官歴については記されるが、僧位・その叙位時期の大半は省略されている。『文徳実録』の僧侶の伝記掲載方針は、①伝灯大法師位②僧都以上の僧官歴を有する者であったと考えられる。

⑤『行状』は「国史所」ではなく「別当所」に送付されている。この頃の俗別当は藤原基経である。このことから天台座主円珍が光定への恩に対して俗別当で編者の基経に光定の伝記の国史への掲載を依頼し、基経の指示のもとで国史所での作業を経て卒伝として『文徳実録』に掲載されたと推測する。

本稿では推測に推測を重ねた部分が少なくないが、『行状』・光定卒伝を中心に寺家での伝記の作成、国史所での編纂作業を具体的に論じることが出来たと思う。ただこれは僧侶の卒伝に言えることで、『文徳実録』掲載の官人の伝記全般に言えるかどうかは今後の課題にしたいと思う。

### 註

- (1) 坂本太郎「日本文徳天皇実録」(『六国史』、吉川弘文館、一九七〇年)二八九頁
- (2) 松崎英一「日本文徳天皇実録」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇一年)九〇頁。

(3) 『文徳実録』の僧侶の伝記は全六件で、本稿で取り上げる五人と素然(仁寿二年二月辛巳条)である。素然は嵯峨天皇皇子の源明のことである。源明は参議などに任ぜられた人物でその卒伝は官人の伝記であるため、本稿では僧侶の伝記として扱わない。

(4) 田山信郎「解説 智証大師関係の文書典籍―下」(『歴史地理』六一―五、一九三三年)七五頁。

(5) 佐伯有義「日本文徳天皇実録解説」(佐伯有義編『六国史』七、朝日新聞社、一九三〇年)一―二頁。

(6) 『公卿補任』貞観十三年条。

(7) 『日本三代実録』貞観十四年八月二十五日条・同十五年正月七日条。

(8) 『文徳実録』の編纂開始時の編者は藤原基経・南淵年名・大江音人・善淵愛成・都良香・島田良臣である。序に南淵年名は従三位とあるが貞観十三年時点では正四位下で、従三位になるのは翌十四年八月二十五日である。都良香は貞観十四年五月に名を言道から良香に改めており、貞観十三年時点では言道である。

(9) 虎尾俊哉「国史継統撰修の発議」(『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一二八頁。初出は一九六四年)。

(10) 坂本太郎註(1) 論文二七六―二七八頁

(11) 藤原良房が編者として関わった『続日本後紀』が奉進されたのは貞観十一年で、時に良房は六十六歳であった。

(12) 松崎英一註(2) 論文七四頁。

(13) 坂本太郎註(1) 論文二七八頁。なお坂本氏は序の編纂下命時の官位について編纂下命から少したった歴名などを見て官位を書いたかもしれないし、序は菅原道真が代作したもので当事者でないために疎漏があるかもしれないとする。

(14) 園城寺に所蔵されている『別当和尚行状』について、田山氏はこれを寺家に納められたものと推測する(田山信郎註(4) 論文七五頁)。小山田和夫氏はそれに加えて別当所に進められたものが国史等の編纂終了後に返されて円珍のもとに届けられた可能性も指摘する(小山田和夫「光定と円珍」『智証大師円珍の研究』、吉川弘文館、一

- (15) 九〇〇年、二三一頁。初出は一九八九年。  
 国史所については、岩橋小弥太「国史と撰国史所」(『上代史籍の研究』上、吉川弘文館、一九五六年)・近藤毅大「撰国史所・撰令所と撰善言司」(『続日本紀研究』三二〇、一九九七年)などを参照した。
- (16) 園城寺所蔵『别当和尚行状』は巻首を欠失し判読しがたい部分が少なくない。本稿では『続群書類従』所収『延暦寺内供奉和尚行状』(東寺観智院所蔵・応徳二年書写本)を底本にし、園城寺所蔵『别当和尚行状』によって校訂した。なお『别当和尚行状』については園城寺編『園城寺文書』一(講談社、一九九八年)の影印・翻刻に拠った。
- (17) 『智証大師伝』跋文。  
 藪田香融「六国史編纂の一実景について」(『続日本紀研究』一一三、一九五四年)七七頁。
- (18) 『類聚三代格』卷二、年分度者事、弘仁十四年二月二十七日太政官符所引。なお『九院仏閣抄』には「太政官符治部省/応令天台法花宗年分度者二人於比叡寺出家事/弘仁十三年六月十一日」とある。
- (19) 『天台霞標』弘仁十四年二月二十七日太政官牒。
- (20) 『類聚三代格』卷二、経論并法会請僧事。  
 弘仁十三年六月十三日太政官符は、『伝述一心戒文』上巻に「弘仁十三年六月四日、大師遷化、遷化之一七日後、菩薩僧官符下畢」とみえる。
- (21) 『類聚三代格』卷二、年分度者、貞観十一年二月一日太政官符。  
 円珍に関する文書は「円珍関係文書」として国宝に指定されている。そのうち円珍の僧位などに関する文書は、「俗姓并僧位関係」として「智証大師関係文書典籍」に収められている。
- (22) 『嵯峨天皇宸翰光定戒牒』(文化財保護委員会監修『原色版国宝』三、毎日新聞社、一九七六年)一三三頁。
- (23) 『阿婆縛抄』卷一九五、『明匠等略伝』中、别当大師伝。  
 佐伯有清『慈覚大師伝の研究』(吉川弘文館、一九八六年)一七七―一七八頁。
- (24) 『天台宗延暦寺座主円珍伝』には「曾夢乘大舸浮巨海、仰見朝日初出、光耀赫奕、将以手捉之、爰日更如飛箭。来人三口中。覚後以夢語其夫、夫答曰、此吉徵也、当生賢子。無幾懷妊、遂誕和尚」とある。
- (25) 佐藤健太郎「『続日本後紀』掲載の僧侶の伝記について」(原田正俊編著『日本古代中世の仏教と東アジア』、関西大学出版部、二〇一四年)三〇〇―三〇一頁。
- (26) 『伝述一心戒文』上巻、被最初年分試及弟聞伝宗旨文。  
 『伝述一心戒文』下巻。
- (27) 田山信郎註(4)『論文七五頁。坂本太郎「六国史と伝記」(『日本古代史の基礎的研究』上、東京大学出版会、一九六四年、二九九頁。初出年は一九六四年)。  
 佐伯有清氏は坂本氏の指摘をもとに『行状』と光定卒伝の対比できる部分を取り上げて比較されている(佐伯有清註(27)著書、一三七―一三八頁)。
- (28) 『伝述一心戒文』上巻、大皇御筆一乘戒牒文。  
 天長四年九月の伊予親王追福法要では、道雄は真言僧として列席している(『性霊集』卷六、天長皇帝為故中務卿親王捨田及道場支具入橘寺願文)。
- (29) 『類聚三代格』卷二、年分度者事、嘉祥四年三月二十二日太政官符。  
 『続日本後紀』承和三年正月甲寅条、同十年十一月癸巳条、承和十五年(嘉祥元年)九月丙子条、『文徳実録』仁寿元年七月丁亥条。  
 『僧綱補任』に「同九年(壬子)御齋会講師長訓、維摩会講師義真(弁論泉浦道俗嘆息)」とみえる。
- (30) 『続日本後紀』承和六年三月乙未条、承和十四年十二月癸巳条、仁寿元年七月丁亥条。
- (31) 『新訂増補国史大系』は「二十」を『類聚国史』によって「年」に改めている。「元亨釈書」の「甫二十」や卒伝の「年十三」の記述から「二十」が正しく、「年」に改める必要はない。
- (32) 実敏の師弟関係については諸書に諸説あり、「大乘三論師資伝」(八

八三年以前成立)は実敏の師を大安寺僧の安澄とする。このことについて伊藤隆寿氏の研究に詳しい(伊藤隆寿「実敏」『二諦義私記』の本文紹介(上))〔駒澤大学仏教学部紀要〕三七、一九七九年、一九五～一九九頁)。

(42) 『続日本後紀』嘉祥元年九月丙子条。

(43) そのことを考える上で参考になるのが『続日本紀』の国司補任記事の特徴である。館野和己氏によると続日本紀の国司補任記事には巻二十までは五位以上の補任しか収録せず、巻二十一以降は五位以上であれば守に限らず収録するとの特徴があり、それには『続日本紀』の編纂過程が関わっていると(館野和己「続日本紀の国司記事の特徴と問題点」〔続日本紀研究〕二一三、一九八一年、三三～三四頁)。

(44) 佐藤健太郎註(25)論文三一～三三三頁。

(45) 『続日本後紀』には円澄(僧官歴なし)・護命(僧正)・空海(大僧都)・慈朝(律師)・寿命(僧官歴なし)・守龍(僧官歴なし)・守印(僧官歴なし)・明福(大僧都)の八人の僧侶の卒伝がある。八人全員が伝灯大法師位を帯すが、僧官歴を有するのはそのうちの四人である。

(46) なお次の国史の『日本三代実録』には十一人の僧侶の卒伝があるが、そのうち由蓮は嵯峨天皇皇子源勝で彼の卒伝は官人のものであり、実質は十人である。十人はいずれも僧官歴を有している。

(47) 泰景は律師(『続日本後紀』承和二年三月丙申条)・少僧都(『円珍僧位記』承和四年七月二十二日以前)・大僧都(承和七年九月庚子条)・僧正(承和七年十一月癸巳条)に任ぜられ、承和四年七月二十二日以前には伝灯大法師位に叙されている。

(48) 『僧綱補任』承和二年条には「泰景(同日任、東大寺、修行者、尾張国人、不<sub>レ</sub>経<sub>二</sub>律師<sub>一</sub>歟)」とある。

(49) 小山田和夫氏は『日本三代実録』を例にあげて僧綱に補任されていた僧侶のうち、卒伝を揚げるべくして揚げていない理由として①遺弟らの怠慢で伝記を国史編纂中に提出することができなかつた②伝

記を作成しなかつたと指摘する(小山田和夫「法輪寺縁起」所載道略伝について)『立正史学』四五、一九七九年、五九・六〇頁)。

(50) 『日本三代実録』元慶三年十月二十三日条。

(51) 『扶桑略記』寛平二年十二月二十六日条。

(52) 二代円澄(『続日本後紀』天長十年十月壬寅条)・三代円仁(『日本三代実録』貞観六年正月十四日条)・四代安慧(『日本三代実録』貞観十年四月三日条)。なお、円澄の入滅年月日は『続日本後紀』の天長十年十月二十日ではなく、『天台座主記』の承和三年十月二十六日が正しいことを蘭田香融氏が指摘されている(蘭田香融「承和三年の諸寺古縁起」『日本古代仏教の伝来と受容』、塙書房、二〇一六年、三六四～三六六頁。初発表は一九五九年)。

(53) 『行状』によると、仁寿四年に光定は別当に任ぜられている。同年、光定は文徳天皇御願の四王院を建立する。光定は文徳天皇に仕え、その文徳天皇の側近くには基経もおり、文徳天皇を中心に基経と光定とのつながりを見出すことは可能かもしれない。

(54) 藤原基経が延暦寺俗別当に任ぜられていたことは確かであるが、その在任期間は明確ではない。その期間については、『比叡山延暦寺元初祖師行業記』跋文に「寺別当藤納言閣下」・「藤納言即今時太政閣下」とみえることから、基経の中・大納言の在任期間(貞観八年～同十四年)を俗別当在任期間に充てられている。ただ藤原冬嗣は左大臣で俗別当をつとめており(『伝述一心戒文』中巻)、大臣では俗別当を務められないというものではない。右大臣就任以降に基経が俗別当であったと考えると大過ないとすれば、円珍らが貞観十六年に天台僧を僧綱に補任されることを請う奏状(『園城寺文書』「貞観十六年十二月二十五日延暦寺牒案」)を別当所に送付していることも、基経にそのことを求めたとすれば理解しやすいうちに思われる。

(55) 『天台座主記』巻一、第五少僧都円珍和尚条。

(56) 『比叡山延暦寺元初祖師行業記』跋文

(57) 『天台宗延暦寺座主円珍伝』

(58) 岡野浩一「延暦俗別当と天台座主」(『駒沢史学』三三、一九八五年、

- 一〇三～一〇四頁。  
(59) 『園城寺文書』「唐大中十二年閏二月日僧田珍牒」。  
(60) 『行歷抄』天安三年正月二十三日条。  
(61) 『園城寺文書』「仁和肆年拾月十七日制戒文」。  
(62) 小山田和夫註(14) 論文二三一～二三二頁。  
(63) 『九院仏閣抄』・『慈覺大師伝』。

(関西大学文学部非常勤講師)